

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年3月まで
② 昭和47年4月から50年8月まで

申立期間①については、A市で国民年金に加入した。結婚前は同市で国民年金保険料を納付し、結婚後はB市C区で、送付されてきた納付書で郵便局か銀行において納付した。申立期間②については、昭和47年頃、D市E区役所で加入手続きを行い、保険料は、同区のF銀行G支店で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月にA市において婚姻前の氏名で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、備考欄に「B第2社保 C区 39・1・10」と記載されていることから、申立人は、39年1月頃はB市C区に転居していたものと推認できる。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月にB市C区において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人及びその夫は申立期間①直後の同年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、同区で国民年金の再加入手続きを行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は過年度納付が可能であり、当時、同市では、過年度保険料の納付書を作成し、納付勧奨していたことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納

付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和 47 年頃、D 市 E 区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同区の F 銀行 G 支店で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、昭和 38 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し 52 年 6 月 21 日に D 市において国民年金の任意加入被保険者として資格を再取得している旨の記載があることが確認できるものの、申立期間②当時、国民年金に再加入した形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、特殊台帳において、申立人は、上記の国民年金任意加入被保険者資格取得日と同日である昭和 52 年 6 月 21 日に B 市 C 区から D 市 E 区に住所変更とされており、同年 9 月 27 日に B 第 2 社会保険事務所（当時）から被保険者台帳が移管された旨の記載がある。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月から同年4月までの期間、4年7月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年4月まで
② 平成4年7月
③ 平成4年12月及び5年1月

学生も強制加入となった平成3年4月頃に、母親がA県B市役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。家族全員、未納や納付が遅れたこともなく、きちんと納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①のうちの平成4年2月から同年4月まで、申立期間②及び③については、いずれも短期間であり、申立人は、6年3月1日に国民年金に加入していることがA県B市の国民年金被保険者名簿により確認でき、この時点で、当該期間は過年度納付することが可能であり、上記の国民年金保険料納付意識の高さを踏まえると、当該期間の保険料について納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②は1か月、申立期間③は2か月とそれぞれ短期間であるとともに、前後の期間は過年度納付されていることが確認できること

から、申立期間の国民年金保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、平成3年4月から4年1月までについては、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点で、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間①のうち、平成3年4月から4年1月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月から同年4月までの期間、同年7月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び41年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和38年10月から39年3月まで
④ 昭和39年11月から40年3月まで
⑤ 昭和40年7月から41年3月まで
⑥ 昭和41年9月から42年6月まで

私は、昭和36年4月にA県B市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が町内会の集金により納付してくれた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、その妻と一緒に国民年金に加入したものと推認され、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人とその妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間⑥のうち、昭和41年9月について、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は、当初、納付済みと記載されている上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は納付済みであることが特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、申立人の妻が、申立人の保険

料と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、③、④及び⑤については、B市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付したことを示す記載が無いことから現年度納付されなかったものと推認され、申立人からは遡って納付したとの主張は無く、これは特殊台帳の記録とも一致していることから、申立人は当該期間の保険料を納付しなかったものと考えられる上、申立人の妻についても当該期間の保険料は未納となっている。

また、申立期間⑥のうち昭和41年10月から42年6月までについて、申立人がB市において納付していたとする41年11月までについては、上記と同様に同市の被保険者名簿で納付済みの記載は無く、同年12月に転居したC市において、申立人が当該期間の保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間①、③、④、⑤及び申立期間⑥のうち、昭和41年10月から42年6月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び41年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月、平成元年 9 月から同年 12 月までの期間及び 2 年 2 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 53 年 4 月まで
② 昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 3 月
④ 平成元年 9 月から同年 12 月まで
⑤ 平成 2 年 2 月から同年 7 月まで

申立期間①については、A 市で美容室 B、C 美容室及び D 美容室で勤務しており、事業主が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、E 県に転居後、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は 1 か月、申立期間④は 4 か月及び申立期間⑤は 6 か月といずれも短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、この当時、申立人は、生活環境に大きな変化は無かったとしている上、申立人は、昭和 62 年 7 月以降、複数回にわたって、順次、過年度納付を行い、未納期間の解消に努めていることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、勤務先の事業主が、申立期間②

については申立人の妻が、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、59年6月にE県F町（現在は、G市）で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②について、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、現年度納付及び過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金加入後、最初の納付月である昭和60年4月分を同年10月31日に納付していることがオンライン記録により確認でき、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその妻若しくは勤務先の事業主が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月、平成元年9月から同年12月までの期間及び2年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年6月まで

死亡した父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親も、昭和36年4月以降、60歳になるまで保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な保険料について納付勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで

私は夫婦で国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。妻の国民年金加入期間には未納が無いのに、私の申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の孫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は9か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に申立人の妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間①及び②の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能である上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間①及び②の保険料を納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月24日、資格喪失日に係る記録を56年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、55年3月及び56年9月を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月24日から同年4月1日まで
② 昭和56年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和55年3月24日から56年9月30日まで、A株式会社で働いた。55年4月分から56年10月分まで給料支払明細書を所持しているが、全ての月、19か月とも厚生年金保険料を控除されている。しかし、厚生年金保険の加入期間は17か月間しかない。申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び昭和55年分の給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の記録から、申立人が昭和55年3月24日にA株式会社に入社し、56年9月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険料率が昭和55年10月から変更されているが、申立人が所持している給与明細書は同年11月分から厚生年金保険料の控除額が変更されていることから、当該事業所では厚生年金保険料の控除は翌月控除であったと推認できる。

さらに、申立期間①について、申立人が所持している昭和55年4月分の

給与明細書から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、また、申立期間②について、56年10月分の給与明細書から、同年9月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の保険料控除額から、申立期間①の昭和55年3月は、13万4,000円、申立期間②の56年9月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料の納付について事業主から供述を得ることはできないが、申立期間①については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和55年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和56年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA県B事務所(現在は、独立行政法人C)における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年3月22日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は8,100円、同年5月から25年2月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年3月22日まで
昭和24年4月1日からD部の仕事を26年10月20日まで行っていた。
年金事務所の回答では、25年3月22日からの記録しかないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人について、資格取得日は、昭和24年4月1日と記載されているものの、資格喪失日欄は記載されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人はA県B事務所において、昭和25年3月22日に被保険者資格を取得し、26年10月20日に資格を喪失していることが確認できる。上記被保険者名簿において、申立人の氏名とほぼ一致する被保険者について、厚生年金保険被保険者資格取得日が25年3月22日、資格喪失日が26年10月20日である被保険者記録が確認でき、当該被保険者名簿における申立人の氏名が誤って記載されていることがうかがえる。

一方、A県E部F課が保管するD労務者として勤務していた者の「昭和24年退職者名簿」において、申立人が昭和24年9月1日付けで解雇され

たことが確認できる。

しかし、申立人と同日付けで解雇された 53 人のうち、厚生年金保険被保険者記号番号が判明した 24 人について調査したところ、申立人を含む 6 人が当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、資格取得日の記載があるものの資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、上記 24 人のうち 4 人については、オンライン記録によると、昭和 24 年 9 月 1 日付けの解雇後も D 労務者として、引き続き A 県 B 事務所における厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認でき、申立人と同じレバーの職種であるほかの 2 人の同僚は、一旦被保険者資格を喪失し、同日付けで資格を再取得していることが確認できる。

さらに、昭和 24 年 9 月 1 日付けの解雇後も D 労務者として引き続き厚生年金保険被保険者である同じレバーの職種である上記 2 人の同僚に照会したところ、「私は、昭和 24 年 9 月 1 日に退職したことはなく、勤務先も変わらずに引き続き勤務していた。退職手当金も支給されたことはない。」と供述していることから、申立人の A 県 B 事務所における喪失日は、昭和 25 年 3 月 22 日に被保険者資格を再取得した日と同日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の A 県 B 事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日、資格喪失日は 25 年 3 月 22 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 県 B 事務所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 24 年 4 月は 8,100 円とし、同年 5 月から 25 年 2 月までの期間は 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年1月21日）及び資格取得日（昭和45年7月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から同年7月15日まで
昭和44年3月10日から46年5月21日までA株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和45年1月21日から同年7月15日の6か月が空白となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンラインの記録では、A株式会社において昭和44年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年1月21日に資格を喪失後、同年7月15日に同社において再度資格を取得しており、同年1月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の当時の上司は、「女性の事務員は3人であり、このうち1人は申立人であった。申立人は、一緒に勤務していた2人の同僚と同じ仕事内容であり、申立期間における業務内容等の変化は無かった。また、申立人は正社員であり、同社においては、正社員は全員厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、当該上司も申立期間において厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続しており、申立人が記憶している同僚一人は、「申立人は申立期間において、A株式会社に継続して勤務していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年3月まで

私が20歳になった平成11年*月頃に、母親が国民年金保険料の免除申請手続きを行い、母親が会社を退職した13年頃に退職金で申立期間の保険料を追納してくれたと聞いている。未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年*月頃、申立人の母親が国民年金保険料の免除申請手続きを行い、13年頃に申立期間の保険料を追納してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除を受けるためには、申立人の親元の世帯員の所得状況等の関係資料を提出し、保険料免除基準に該当した場合に免除され、オンライン記録に記載されることとなるが、当該記録は見当たらず、申立期間の保険料は免除されていなかったものと考えられる。

なお、平成12年度からは学生納付特例制度が開始され、学生等である被保険者の所得が基準額以下であれば国民年金保険料の納付を要しないこととされており、申立人は、同年度については同特例制度を利用していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を追納する場合、納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間全てについて、保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料は、平成13年4月から14年3月までは過年度保険料、14年4月から15年3月までは現年度保険料として15年4月2日に発行された納付書により、同日に一括で納付（合計31万9,200円）されていることがオンライン記録において確認でき、この時点では、申立期間は時効により、保険料を納付することができない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年9月まで

私は、平成17年10月か同年11月頃、自宅に来た社会保険事務所（当時）の職員に申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含め一括で納付した記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年10月か同年11月頃、自宅に来た社会保険事務所の職員に申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含め一括で納付したと主張している。

しかしながら、申立人が一括で納付したとする平成17年10月では、申立期間の国民年金保険料のうち15年8月以前の期間は既に時効により納付できず、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録において、平成16年11月18日の戸別訪問では「収納月数ゼロ」であり、17年3月1日には「収納月数3」の納付督促事蹟が領収済報告書により確認できるものの、申立の同年10月及び同年11月頃に戸別訪問等の納付督促が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年3月まで

私が20歳になった昭和43年*月頃、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地区集金区会の三役が集金し、A町（現在は、B市）役場に納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を地区集金区会の三役が集金し、役場に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2101(事案 286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで
昭和 48 年頃国民年金保険料を納付した記憶が有り、申立期間のうち、昭和 47 年度には 6 か月、48 年度には 6 か月及び 49 年度にも 9 か月の国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間を含む昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の申立てについて、i) A 県 B 町（現在は、C 町）が保管する「国民年金納付書送達名簿及び保険料納額明細書」のうち、昭和 47、48 年度の記載欄には申立人の氏名の記載自体が無く、被保険者として管理されておらず、49 年度には氏名の記載はあるが納付した事実は記載されていないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難いこと、ii) 申立人の妻についても、当該期間は未納となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更した上、昭和 48 年頃に国民年金保険料を納付した記憶が有り、申立期間のうち、昭和 47 年度には 6 か月、48 年度には 6 か月及び 49 年度にも 9 か月の国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、昭和 48 年 4 月 5 日に昭和 38 年度の国民年金保険料を追納(追納額 1,800 円)していることが、C 町の国民年金被保険者名簿において確認できるものの、同名簿において申立期間の保険料を納付

したことをうかがわせる記録は見当たらず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年10月まで

私は、昭和57年3月に勤務先を退職し、年金を継続させるため、区役所で国民年金の加入手続を行い、欠かさずに国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月に勤務先を退職し、年金を継続させるため、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は欠かさず納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月にA県B市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、C市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立人は申立期間について登載されておらず、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被

保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年1月から同年3月まで

私が20歳となった平成7年*月だったと思うが、年金加入通知が届いた。当時、私は学生であったので、母親がA県B町役場C支所（現在は、D市役所C支所）で国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれた。申立期間の保険料が免除されていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年*月頃国民年金に係る通知が届いたが、その当時は学生であったので、申立人の母親が国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申立期間は免除されているはずであると主張している。

しかしながら、申立人については、平成7年5月26日に国民年金保険料の免除申請を行っていることがオンライン記録により確認でき、保険料免除の開始月は、申請のあった日の属する月の前月からとされていることから、申立人の母親が免除申請を行った上記の時点では、申立期間は申請免除できない期間であり、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年11月まで

私は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していたA市が、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納であることが確認できる上、申立人に係るオンライン記録において、平成6年11月9日に納付書が作成され、申立人は、4年12月から5年3月までの国民年金保険料を7年1月26日に納付していることが確認できるものの、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として入力されることから、申立期間全てについて国民年金保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から平成7年10月まで
平成7年頃、住宅を購入し、親子で住宅ローンを借り入れた。その際、私は国民年金に加入していることが必要であったが未加入であったため、父親が加入手続きを行い、国民年金保険料は一括して納付してくれた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年頃、住宅購入に際し住宅ローンの借入れを行うため国民年金に加入していることが必要であるとして、申立人の父親が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時に国民年金保険料を納付するには申立人に対し国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて「B(漢字)」「C(カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人は、D市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに登載されていないことから、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理しておらず、申立期間の保険料は納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、年金福祉事業団の被保険者住宅資金貸付は、借入申込人のほかには、国民年金の被保険者期間について確認を要しないものとされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成3年3月まで

申立期間については、当時、私は学生であったので、国民年金保険料を猶予されていたが、平成3年4月にA市役所から連絡があり、父親が同市役所で加入手続を行い、申立期間の保険料として70万円から80万円ほどを同市役所で一括納付したと聞いており、未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に申立人の父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が学生であった申立期間の国民年金保険料として70万円から80万円ほどを一括納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月頃に払い出されていることが前後の被保険者の記録により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、申立人が所持する年金手帳において「初めて被保険者となった日」は「平成3年4月1日」と記載されていることが確認でき、これは、A市の国民年金被保険者名簿とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、学生の国民年金被保険者資格の取得は、平成3年3月31日までは任意とされており、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、遡って被保険者資格を取得することができない。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 31 日まで
昭和 52 年 4 月 1 日から A 社（後に、B 株式会社）に勤務していた。年金記録では、昭和 55 年 2 月 1 日から厚生年金保険被保険者になっているが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の事業主の回答及び雇用保険の加入記録から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 55 年 2 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、B 株式会社の事業主は、同日よりも前は健康保険厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

また、申立人が同僚として氏名を挙げている者は、A 社において、厚生年金保険に加入したのは、当該事業所における新規適用時の昭和 55 年 2 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 44 年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで A 鉄道 B 管理局管内の C 駅（現在の D 株式会社所管の E 駅）に、引き続き同年 10 月 30 日からは同 F 管理局管内の G 駅（現在の同社所管の G 駅）に同じ臨時雇用員として勤務していたのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和 44 年 12 月 1 日より前の記録が空白となっているので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 鉄道の人事等を管理している独立行政法人 H 機構 I 部（以下「I 部」という。）から提出された「履歴書」、I 部の回答及び元同僚の供述から、申立人は A 鉄道 B 管理局に臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

また、申立期間②について、同履歴書、I 部の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人は A 鉄道 F 管理局に臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①及び②について、I 部に照会したところ、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日）に基づき、臨時雇用員については、昭和 38 年 10 月 1 日から制度上、厚生年金保険に加入できることになったことから、厚生年金保険に加入し当該保険料を納付していたも

のと思慮されるが、当時の納付記録等に関する資料については既に廃棄され、現在では内容を確認できない。」と回答していることから、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①について、申立人を記憶し、申立人と同じ駅で勤務していた元同僚は、「自分自身が臨時雇用員であった期間については、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間②について、複数の同僚に照会したところ、回答のあった9名のうち7名については、自身が記憶する入社時期よりも厚生年金保険被保険者の資格取得時期が遅いことが確認でき、申立期間当時、A鉄道F管理局においては、全ての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①及び②について、A鉄道B管理局及び同F管理局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 11 月から 42 年 5 月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、申立人の記憶する業務内容、所在地等を調査したところ、申立期間当時の住宅地図及び電話帳等から、申立てに係る事業所はB社であると推認でき、申立人も勤務していたのは、B社であったと訂正している。

しかし、B社の事業主は既に亡くなっており、その妻も所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる、申立期間当時に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、「申立人が勤務していたことは知らない。」と述べており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号は連続しており欠番も見られないため、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、B社における申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確

認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 58 年 5 月 6 日まで

私は、夫が設立したA株式会社において、取締役として厚生年金保険に加入していた。事務業務を担当しており、経営難で厚生年金保険料の納付が苦しい時期もあったが、標準報酬月額を低くして継続してきた。しかし、昭和 57 年 6 月から 58 年 4 月までの期間の記録が抜けている。資格喪失を行った記憶は無く、継続して加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び元従業員の回答から、申立人が申立期間において、継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社の元事業主は、当時の厚生年金保険の取扱いに関する資料について、廃業に伴い処分した旨回答しており、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

また、A株式会社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、申立人は、経理及び社会保険に係る事務を担当しており、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納について指導を受けた。」「厚生年金保険料の納付金額の負担軽減のため、標準報酬月額を下げた。」と供述していることから、申立人は同社取締役として、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続についても職務上関与していなかったとは考え難い。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和57年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納している旨記載があり、その後、58年5月6日に、標準報酬月額を低額に引き下げた上で、被保険者資格を再取得していることが記録されており、健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっていることが確認できる。

加えて、上記名簿において申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、当該期間においても引き続きA株式会社の取締役であり、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

京都厚生年金 事案 2222 (事案 115 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 21 日から 32 年 9 月 30 日まで
前回の申立てに対して、A株式会社に係る厚生年金保険加入記録の訂正が認められなかったことには納得できない。また、同社に係る年金記録には「B」と弟の名前が記載されていることにも納得できない。再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録等の資料は無く、事業主も所在不明のため申立てに係る事実を確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間前の申立人の記録において、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が「B」と記載されていることから、他人の記録と自分の記録が入れ替わっているとして、申立期間において当該事業所に勤務していたと主張して再申立てを行っている。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、上記被保険者名簿において確認できる当時の同僚 16 名に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会を行ったところ、申立人が、期間の特定

はできないものの、当該事業所に勤務していたことを推認できる供述は得られたが、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述及び関連資料は得られなかった。

また、上記被保険者名簿において申立人の氏名が「B」と記載されている被保険者記録について、社会保険事務所（当時）は、当該被保険者名簿では申立人の氏名は確認できず、当該被保険者記録に係る資格取得の時期及び生年月日が申立人と一致していることから、氏名の記載誤りとして、当該記録を申立人の記録と判断した旨回答している。

さらに、当委員会において当該被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載されていないことから、当該記録については、申立人の被保険者記録であると認められ、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
昭和 56 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで、A 歯科医院に正規の歯科医師として勤務し、健康保険証も配付されていたが、厚生年金保険の記録が無い。調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の正確な勤務実態について確認することはできないものの、現在の事業主は、「申立期間当時、A 歯科医院の仕事を手伝っていた姉から、申立人が半年ほど勤務していたことは覚えていると聞いた。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記事業主は、「申立期間当時は、A 歯科医院は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと姉から聞いた。」と供述している上、オンライン記録によると、A 歯科医院は、昭和 63 年 10 月 1 日に医療法人社団 A 歯科医院として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和 57 年 4 月から平成 12 年 3 月までの期間に当該事業所に勤務したとしている歯科技工士は、「自分が厚生年金保険に加入したのは昭和 63 年 10 月 1 日からである。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立内容に係る供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間において申立人が被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、株式会社Aに勤務しており、昭和 58 年 3 月 31 日の木曜日で退職した。ねんきん定期便をみると資格喪失日が昭和 58 年 3 月 31 日となっているが、同日まで勤務していたので、同年 3 月を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚に照会をしたところ、このうち二人の同僚は、「申立人は月末に退職した。昭和 58 年 3 月 31 日は出勤していた記憶がある。」と供述していることから、申立人が同年 3 月 31 日まで株式会社Aに勤務していた可能性はある。

しかしながら、株式会社A及び事務委託をされていた社会保険労務士事務所に照会したが、「当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は現存しておらず、申立期間当時の事務担当者も在籍していないため、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明。」と回答しており、申立人の正確な勤務実態及び事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 50 年代に退職した者 18 名を調査したところ、翌月 1 日に資格を喪失した者が 4 名おり、月途中で喪失した者が 13 名、月末に喪失した者は申立人の 1 名のみであることが確認でき、そのうち連絡の取れた複数の同僚は、「自分自身の資格喪失日の記録には問題が無い。」と供述しており、同社で

は、申立期間当時の従業員資格の得喪について適正な届出を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の加入記録も、昭和58年3月30日までとなっており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。